平成２７年（フ）第１６８７号
札幌市豊平区平岸１条17丁目５番１―303号
債務者　中村　順三
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６９２号
札幌市白石区栄通16丁目７番18号　コートサンライズ205号
債務者　余地　新一
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６９３号
札幌市白石区平和通17丁目南１番６号　土本マンションＣ―202号
債務者　野坂　　武
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６９９号
北海道千歳市新富１丁目16番10号
債務者　佐藤　志乃（旧姓横関・片山）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７０７号
札幌市東区北27条東17丁目２番10―212号
債務者　菅野　弘一
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７１２号
札幌市白石区北郷２条６丁目８番11号　コーポ愛11号
債務者　多田　俊明
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７１３号
札幌市白石区北郷２条６丁目８番11号　コーポ愛11号
債務者　多田　紀江
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７２２号
札幌市東区北11条東14丁目２番７―410号
債務者　田中　　潤
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７２９号
札幌市手稲区前田３条８丁目３番20号　前田ハウス202号
債務者　中尾　　稔
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７３４号
札幌市豊平区美園６条８丁目１番11号　グランベルプライムハウス202号
債務者　中山　利幸
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７４４号
札幌市東区北42条東１丁目１番27―204号
債務者　西中　正夫
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６２号
北海道帯広市西10条北２丁目５番地４
債務者　多賀谷　誠
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
北海道帯広市西16条北３丁目１番９号
債務者　三保裕美子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
福島県会津若松市北滝沢１丁目６番43号、前住所福島県会津若松市飯盛３丁目４番18号
債務者　松本　照子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
茨城県鉾田市青柳433番地２
債務者　郡司　新一
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２８９号
茨城県那珂郡東海村大字村松1020番地１（ロイヤルヴィレッジ21　Ａ棟201号室）、旧住所茨城県日立市塙山町２丁目18番１号
債務者　矢吹　　誠
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２９４号
茨城県那珂市豊喰505番地　くりの実、住民票上の住所茨城県常陸大宮市下小瀬116番地
債務者　久下沼浩平
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
水戸地方裁判所